

# シーニックバイウェイ北海道実施要綱

平成28年8月4日  
シーニックバイウェイ  
北海道推進協議会決定

## 目次

- 第一章 総則（第一条－第二条）
- 第二章 シーニックバイウェイ北海道推進協議会（第三条－第十六条）
- 第三章 シーニックバイウェイ北海道推進基本方針（第十七条）
- 第四章 シーニックバイウェイルートの指定等（第十八条－第二十六条）
- 第五章 協力団体及び機関（第二十七条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この要綱は、北海道固有の景観、自然、歴史、文化、レクリエーション資源等地域資源を最大限活用し、競争力のある美しく個性的な北海道を実現することを目的として、地域発案の下、地域住民等と行政が連携し、地域資源の保全、改善等による美しい景観づくり、活力ある地域づくり及び魅力ある観光空間づくりを行うシーニックバイウェイ北海道の推進に関し必要な事項を定めるものである。

### （定義）

第二条 この要綱において「地域住民等」とは、北海道内の任意の地域の住民及び当該地域において活動する民間の団体をいう。

2 この要綱において「ルート運営代表者会議」とは、次項に規定する活動団体の代表者により構成される会議をいう。

3 この要綱において「活動団体」とは、北海道内の任意の地域において景観その他の地域資源の保全、改善等に資する活動を行う民間の団体（特定の政治的及び宗教的信条に基づく活動を行う団体並びに暴力団その他の反社会的活動を行う団体を除く。）であって、当該地域の住民が主体となって構成するものをいう。

## 第二章 シーニックバイウェイ北海道推進協議会

(設置)

第三条 シーニックバイウェイ北海道に関する取組を円滑かつ効果的に推進するため、シーニックバイウェイ北海道推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(構成)

第四条 推進協議会は、別表1に掲げる団体及び機関の長（以下「推進協議会構成員」という。）をもって構成する。

2 推進連絡会は、別表2に掲げる団体及び機関（以下「推進連絡会構成員」という。）をもって構成する。

(会務)

第五条 推進協議会は、シーニックバイウェイ北海道制度（この要綱の第三章及び第四章に規定されたものをいう。以下同じ。）の推進その他シーニックバイウェイ北海道に関する取組の企画及び立案並びに推進を行うものとする。

(会長)

第六条 推進協議会に会長を置く。

2 会長は、推進協議会構成員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総括し、推進協議会を代表する。

(副会長)

第七条 推進協議会に副会長一名乃至複数名を置く。

2 副会長は、会長が任命する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(推進協議会の運営)

第八条 推進協議会は、必要に応じ会長が招集し開催するものとする。

(運営会議)

第九条 推進協議会に運営会議を置く。

2 運営会議は、推進協議会構成員がそれぞれの団体又は機関の中から任命した者をもって構成する。

3 運営会議は、必要に応じて、推進協議会支援機関及び有識者等に、参加を要

請することができるものとする。

- 4 運営会議は、北海道におけるシーニックバイウェイの取組を推進するため、各ルートの活動計画に関して、構成機関の制度など必要な助言、構成機関及び支援機関によるルート活動への支援等の調整を行うものとする。
- 5 本条に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は運営会議により定める。

#### (運営会議の運営)

第十条 運営会議は、必要に応じ運営会議事務局が招集し開催するものとする。

#### (ルート審査委員会)

第十一条 推進協議会に、ルート審査委員会を置く。

- 2 ルート審査委員会は、会長が任命する学識経験者等複数名をもって構成する。
- 3 ルート審査委員会は、推進協議会の求めに応じてシーニックバイウェイ北海道の推進に関する事項を調査審議するものとする。
- 4 前項に規定する事務のほか、ルート審査委員会は、必要に応じ、推進協議会に対して、シーニックバイウェイ北海道の推進に関する意見を提出することができるものとする。
- 5 推進協議会は、前項の意見の提出があったときには、これに配慮するよう努めるものとする。

#### (委員長)

第十二条 ルート審査委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総括し、ルート審査委員会を代表する。

#### (委員長への委任)

第十三条 前二条に定めるもののほか、ルート審査委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

#### (アドバイザー)

第十四条 推進協議会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、求めに応じ、北海道におけるシーニックバイウェイの取組の推進について意見を述べるることができるものとする。
- 3 アドバイザーは、会長が任命する。

(事務局)

第十五条 推進協議会及び運営会議の事務局は、国土交通省北海道開発局に置く。

(会長への委任)

第十六条 第三条から前条までに定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

### 第三章 シーニックバイウェイ北海道推進基本方針

第十七条 推進協議会は、シーニックバイウェイ北海道に関する取組の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「シーニックバイウェイ北海道推進基本方針」という。）を策定するものとする。

2 推進協議会は、情勢の推移により必要が生じたときは、シーニックバイウェイ北海道推進基本方針を変更するものとする。

3 推進協議会は、第一項の規定による策定又は前項の規定による変更をした場合には、遅滞なく、シーニックバイウェイ北海道推進基本方針を公表するものとする。

### 第四章 シーニックバイウェイルート指定等

(シーニックバイウェイルート指定)

第十八条 推進協議会は、活動団体が景観その他の地域資源の保全、改善等に資する活動を主体的に行う地理的範囲であって、その中心となる道路並びに当該道路の利用者の視野の範囲とみなされる区域及びその周辺区域（以下「ルート」という。）を、ルート運営代表者会議の提案に基づき、シーニックバイウェイルートとして指定するものとする。

2 前項の規定により指定されたルートの名称は、次項第二号に基づきルート運営代表者会議から提出された愛称のうちから選ばれるものとする。

3 ルート運営代表者会議は、第一項の規定によりルート指定の提案を行おうとするときは、指定の提案をしようとするルートに係る次の各号に掲げる事項を記載した計画（以下「ルート運営活動計画」という。）を提出するものとする。

一 当該ルートの地理的範囲に関する事項

二 当該ルートの愛称に関する事項

- 三 当該ルートの特性と課題に関する事項
  - 四 当該ルートにおける活動団体が行う活動の現状に関する事項
  - 五 当該ルートの目標及び基本方針に関する事項
  - 六 当該ルートにおいて活動団体がこれから行おうとする活動に関する事項
  - 七 当該ルートの運営・組織体制に関する事項
  - 八 当該ルートの活動団体の参加に関する事項
- 4 ルート運営代表者会議は、前項の規定により作成したルート運営活動計画を推進協議会に提出しようとするときは、指定の提案をしようとするルートの区域を管轄する市町村の長の意見を添えるものとする。
- 5 推進協議会は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、ルート審査委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 ルート審査委員会は、前項の意見を求められた場合において、提案されたルートが次の各号に掲げる要件に照らしてシーニックバイウエールートとして指定を受けることが適当と認められるときは、指定の推薦をするものとする。
- 一 当該ルートが優れた景観資源（潜在的資源を含む。）を有し、かつ、当該ルートにおける景観以外の地域資源のうち自然資源、歴史資源、文化資源又はレクリエーション資源のいずれかひとつ（潜在的資源を含む。）について優位性が認められること
  - 二 提出されたルート運営活動計画を活動団体が主導的に推進しようとしていること
  - 三 地域住民等と行政が一体となって景観をはじめとする地域の魅力向上に取り組んでいくことができること
  - 四 ルート運営活動計画の推進を通じ、当該ルートにおける景観の質の向上、当該ルートのブランド化及び当該ルートが存在する地域の活性化が見込まれること
- 7 推進協議会は、第一項に基づく指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

（ルート運営行政連絡会議）

第十九条 別表に掲げられている行政団体及び機関のうち、前条第一項の規定によりシーニックバイウエールートとして指定された地理的範囲を管轄する出先機関を有するものは、当該ルートに係るルート運営活動計画の推進を支援することを目的として当該出先機関により構成される連絡会議（以下「ルート運営行政連絡会議」という。）を設置するものとする。

- 2 前項の出先機関は、関係市町村（前条第一項の規定によりシーニックバイウ

エイルートとして指定された地理的範囲を管轄する市町村をいう。以下同じ。) に対し、ルート運営行政連絡会議への参加を要請するものとする。

- 3 推進協議会構成員は、関係市町村への呼びかけその他第一項に基づくルート運営行政連絡会議の設置に必要な協力を行うものとする。
- 4 ルート運営行政連絡会議には、第一項の出先機関及び関係市町村以外の団体等が参加することができるものとする。
- 5 ルート運営行政連絡会議の構成団体及び機関は、それぞれの立場から連携してルート運営活動計画の推進に資する取組を実施するものとする。
- 6 ルート運営行政連絡会議は、ルートからの協力要請、課題等を事前に共有し、各機関において支援メニューの事前検討、議題に応じた会議参加者の調整を行うなど、ルート運営に関わる意見交換、協力要請等が十分に行われる会議運営を行うものとする。

(ルート運営状況の報告等)

第二十条 ルート運営代表者会議は、毎年、ルート運営活動計画の推進状況について推進協議会に報告するものとする。

- 2 前項の報告には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

- 一 ルート運営活動計画の進捗状況
- 二 活動団体の活動状況及び課題
- 三 ルート運営活動計画の推進体制の状況及び課題

- 3 ルート運営代表者会議は、次年度の活動計画(案)について、ルートの企画運営に携わる活動団体等による会議において作成し、前年度10月迄に推進協議会の求めに応じて提出できるものとする。

- 4 ルート運営行政連絡会議は、毎年、当該連絡会議の構成団体及び機関が行うルート運営活動計画の推進に資する取組の状況及び課題について推進協議会に報告するものとする。

- 5 推進協議会は、第一項及び前項の報告を受けたときは、必要に応じ、ルート運営代表者会議及びルート運営行政連絡会議に対し、ルート運営(活動団体が行うルート運営活動計画の推進に関する取組並びにルート運営行政連絡会議の構成団体及び機関が行うルート運営活動計画の推進に資する取組をいう。以下同じ。)の改善等に関する助言を行うことができるものとする。

- 6 推進協議会は、前項の助言をするときは、あらかじめルート審査委員会の意見を聴くものとする。

- 7 ルート審査委員会は、前項の意見を求められたときは、必要に応じ、当該ルート運営代表者会議又はルート運営行政連絡会議に対し資料の提出を求めるこ

とができるとともに、自ら調査を行うことができるものとする。

8 推進協議会は、第一項及び第四項の報告を受けたとき並びに第五項の助言を行うときには、その内容を公表するものとする。

9 推進協議会は、第一項及び第四項の報告があったルートについて、必要に応じ、ルート運営行政連絡会議に参加していない行政機関等への連携の働きかけ等の支援措置を講ずることができるものとする。

#### (ルート運営活動の点検)

第二十一条 地域の活動団体等、代表者会議はルート運営活動計画に基づく活動を展開するとともに、社会情勢の変化等により地域がおかれている状況を勘案し、5年を目安に推進協議会及び有識者等によるルート視察、意見交換や自主的な点検・改善を行うものとする。

- 一 目指すべきルートの目標
- 二 ルートの活動状況
- 三 ルートの運営体制 等

#### (ルート運営活動計画の変更)

第二十二条 ルート運営代表者会議は、ルート運営活動計画を変更したときは、遅滞なく推進協議会に届け出るものとする。

2 推進協議会は、前項の届出があったときにおいて、ルート運営活動計画の変更の内容が第十八条第一項に基づき行われた当該ルートのシーニックバイウェイルートとしての指定の判断に影響を与えるものと認められる場合は、改めてシーニックバイウェイルートとしての指定を行うものとする。

3 推進協議会は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、ルート審査委員会の意見を聴かなければならない。

4 推進協議会は、第二項の指定をしようとするときは、必要に応じて関係市町村の長に意見を求めるものとする。

5 推進協議会は、第二項に基づく指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

#### (ルート指定の取消)

第二十三条 推進協議会は、第二十条第五項または第二十一条第二項に基づきルート運営の改善に関する助言を繰り返し行ったルートにおいて、その後十分な改善が行われていないと認められるときには、当該ルートの指定を取り消すことができる。

- 2 推進協議会は、前項の取消を行うときは、あらかじめルート審査委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 推進協議会は、第一項の取消を行った場合には、その旨を公表しなければならない。

第二十四条 推進協議会は、第二十二条第一項の規定により届出のあったルート運営活動計画の変更の内容が、第十八条第一項に基づき行われた当該ルートのシーニックバイウェイルートとしての指定の判断に影響を与えるものであり、かつ、第二十二条第二項に基づく指定を行うことが適当でない認められる場合は、当該変更を届け出たルート運営代表者会議に対して、当該変更についての再検討を要請するものとする。

- 2 前項の要請を受けたルート運営代表者会議は、推進協議会に対して再検討の結果を報告するものとする。
- 3 推進協議会は、前項の報告がない場合又は前項の報告の内容が依然として第十八条第一項に基づき行われた当該ルートのシーニックバイウェイルートとしての指定の判断に影響を与えるものであり、かつ、第二十一条第二項に基づく指定を行うことが適当でない認められる場合は、当該ルートの指定を取り消すことができる。
- 4 推進協議会は、第一項の要請及び前項の取消を行うときは、あらかじめルート審査委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 推進協議会は、第三項の取消を行った場合には、その旨を公表しなければならない。

第二十五条 ルート運営代表者会議は、ルート運営活動計画を取り下げるときは、遅滞なく推進協議会に届けるものとする。

- 2 推進協議会は、第一項の届出があったときにおいて、当該ルートの指定を取り消すことができる。
- 3 推進協議会は、第二項の指定の取り消しをしようとするときは、必要に応じて関係市町村の長に意見を求めるものとする。
- 4 推進協議会は、第二項に基づく指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(要綱の見直し)

第二十六条 推進協議会は、シーニックバイウェイ北海道の円滑かつ効果的な推進を図るため、指定されたルートにおけるルート運営を通じて得られた課題等を踏まえ、必要に応じてこの要綱の規定の見直しを行うものとする。

## 第五章 協力団体及び機関

### (協力団体及び機関)

第二十七条 シーニックバイウェイ北海道の推進に際し、広報等の間接的な協力が得られる団体及び機関を協力団体及び機関として位置付ける。

2 協力団体及び機関の位置付は推進協議会事務局において受付け推進協議会への報告をもって定めるものとする。

### 附則

#### (施行日)

第一条 この要綱は、平成28年8月4日に施行する。

平成30年11月5日改定

別表 1（第四條第一項關係）

北海道商工会議所連合会  
北海道經濟連合会  
北海道商工会連合会  
北海道觀光振興機構  
日本觀光振興協會北海道支部  
日本旅行業協會北海道支部  
日本自動車連盟北海道本部  
北海道  
林野庁北海道森林管理局  
經濟産業省北海道經濟産業局  
環境省北海道地方環境事務所  
国土交通省北海道運輸局  
東日本高速道路株式会社北海道支社  
国土交通省北海道開發局

別表 2（第二十七條第三項關係）

北海道農業協同組合中央会  
北海道林業協會  
北海道市長会  
北海道町村会